

5日草種協第123号

令和5年6月5日

栃木県コントラクター協議会
会長 殿

一般社団法人日本草地畜産種子協会
会 長 布 野 秀 隆
[公 印 省 略]

「飼料用とうもろこし子実のかび毒汚染防止・低減に向けた技術指導について」
の一部改正について

会員各位におかれましては、時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、当協会の業務推進につきまして、日頃から格別のご指導・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、飼料用とうもろこし子実のかび毒汚染防止・低減に向けた技術指導について（令和4年3月23日付け4消安第7174号農林水産省消費安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長通知及び4畜産第2770号畜産局飼料課長通知）の一部が改正されましたのでご承知の上、ご留意頂きますようお願いいたします。



一般社団法人 日本草地畜産種子協会会長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
消費・安全局畜水産安全管理課長
畜産局飼料課長

「飼料用とうもろこし子実のかび毒汚染防止・低減に向けた技術指導について」
の一部改正について

このことについて、別添のとおり通知しましたので、御留意の上、貴団体の会員又は組合員に対する周知・徹底の御協力をお願いします。

(別添)

飼料用とうもろこし子実のかび毒汚染防止・低減に向けた技術指導について(令和5年3月23日付け4消安第7174号、4畜産第2770号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、畜産局飼料課長連名通知)一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行												
<p>3 農薬(殺虫剤)の散布 絹糸抽出期前後にアワノメイガが産卵すると、幼虫による子実等の食害リスクが高くなることから、絹糸抽出期前後に散布する。また、農薬の使用に当たっては、当該農薬のラベルに記載されている、作物名、適用害虫名、希釈倍数、使用時期等の使用基準を守ること。 子実のみ(イアコーンサイレージを含まない)を収穫・利用するために栽培する飼料用とうもろこしに使用可能であって、アワノメイガに登録のある農薬は以下のとおりである(令和5年<u>5</u>月現在)。</p>	<p>3 農薬(殺虫剤)の散布 絹糸抽出期前後にアワノメイガが産卵すると、幼虫による子実等の食害リスクが高くなることから、絹糸抽出期前後に散布する。また、農薬の使用に当たっては、当該農薬のラベルに記載されている、作物名、適用害虫名、希釈倍数、使用時期等の使用基準を守ること。 子実のみ(イアコーンサイレージを含まない)を収穫・利用するために栽培する飼料用とうもろこしに使用可能であって、アワノメイガに登録のある農薬は以下のとおりである(令和5年<u>3</u>月現在)。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="190 751 1099 788">農薬の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="190 788 1099 825">カルタップ水溶剤</td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 825 1099 861">B T水和剤</td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 861 1099 898"><u>クロラントラニリプロール水和剤</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 898 1099 935"><u>エトフェンプロックス乳剤</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 935 1099 971"><u>エトフェンプロックス粉剤</u></td> </tr> </tbody> </table>	農薬の種類	カルタップ水溶剤	B T水和剤	<u>クロラントラニリプロール水和剤</u>	<u>エトフェンプロックス乳剤</u>	<u>エトフェンプロックス粉剤</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1140 751 2038 788">農薬の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1140 788 2038 825">カルタップ水溶剤</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 825 2038 861">B T水和剤</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 861 2038 898">(新設)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 898 2038 935">(新設)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 935 2038 971">(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	農薬の種類	カルタップ水溶剤	B T水和剤	(新設)	(新設)	(新設)
農薬の種類													
カルタップ水溶剤													
B T水和剤													
<u>クロラントラニリプロール水和剤</u>													
<u>エトフェンプロックス乳剤</u>													
<u>エトフェンプロックス粉剤</u>													
農薬の種類													
カルタップ水溶剤													
B T水和剤													
(新設)													
(新設)													
(新設)													

附 則

この通知は、令和5年5月24日から施行する。

写

4 消安第 7174 号
4 畜産第 2770 号
令和 5 年 3 月 23 日

最終改正 令和 5 年 5 月 24 日 5 消安第 1075 号、5 畜産第 538 号

関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
消費・安全局畜産安全管理課長
畜産局飼料課長

飼料用とうもろこし子実のかび毒汚染防止・低減に向けた技術指導について

このことについて、別添のとおり通知しましたので、御留意の上、貴団体の会員又は組合員に対する周知・徹底の御協力をお願いします。

はじめに

近年、国内では飼料用とうもろこしの子実生産が拡大しつつある。とうもろこし子実の生産は青刈りとうもろこしに比べ、栽培期間が長くなるため、害虫等による被害が顕在化することが多い。

特に、とうもろこしの害虫の一つであるアワノメイガは、東北以南を中心に発生が認められており、幼虫から穂軸の食害を受けると、機械収穫時に雌穂が脱落して収量低下の要因となるほか、食害を受けた子実は、かび毒*産生菌が侵入しやすくなることが知られている。

この際、かび毒に汚染された飼料が原因となって、人にとって有害な畜産物が生産され、又は家畜に被害が生ずることのないよう、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づき、飼料の製造、流通等を適切に管理することが求められている。

このため、とうもろこし子実の生産においては、化学的防除（農薬の散布）及び耕種的防除（収穫後の残さの撤去又は地中へのすき込み）を組み合わせたアワノメイガ対策等の取組を行うことが重要である。

また、収穫後は、貯蔵中の子実におけるかび毒の汚染を防止するため、速やかに乾燥・サイレージ調製を行うことも重要である。

1 品種の選定

飼料用とうもろこしでは、経験的にかび毒の発生が低い品種があることが知られている。品種の選定に当たっては、地域の気象条件や栽培体系の適性を考慮して選ぶことが基本ではあるが、必要に応じて種苗メーカーから情報を収集し、かび毒に関する情報が得られた場合には品種選定の参考とすること。

2 播種時期の調整

早期に播種するほど、とうもろこし中のかび毒濃度が低く抑えられることが知られていることから、播種可能時期を迎えたら速やかに播種すること（例えば、田植え後よりは田植え前の播種）を検討する。

3 農薬（殺虫剤）の散布

絹糸抽出期前後にアワノメイガが産卵すると、幼虫による子実等の食害リスクが高くなることから、絹糸抽出期前後に散布する。また、農薬の使用に当たっては、当該農薬のラベルに記載されている、作物名、適用害虫名、希釈倍数、使用時期等の使用基準を守ること。

子実のみ（イアコーンサイレージを含まない）を収穫・利用するために栽培する飼料用とうもろこしに使用可能であって、アワノメイガに登録のある農薬は以下のとおりで

ある（令和5年5月現在）。

農薬の種類
カルタップ水溶剤
BT水和剤
クロラントラニリプロール水和剤
エトフェンプロックス乳剤
エトフェンプロックス粉剤

4 収穫後の速やかな乾燥・サイレージ調製

収穫後、子実水分が高い状態で保管すると腐敗やかび毒の汚染リスクが高くなることから、速やかに乾燥又はサイレージ調製する。

5 収穫後の残さの撤去又は地中へのすき込み

アワノメイガの幼虫は、とうもろこし子実を収穫した後の植物残さで越冬することから、収穫後はほ場から植物残さを撤去するか地中へのすき込みを行う。

※かび毒について

かび毒とは、植物病原菌であるかびや貯蔵穀物などを汚染するかびが産生する化学物質であり、人や家畜の健康に悪影響を及ぼすものをいう。

飼料用とうもろこしの子実には、ゼアラレノン、デオキシニバレノール、フモニシン類、アフラトキシシン類等のかび毒が含まれる場合があることから、栽培・調製等の各段階で適切な管理を行い、かび毒の含有レベルをできるだけ低く抑えることが、人や家畜の健康を保護する上で大変重要である。

関連情報

本パンフレットに関連する情報については、下記ホームページに掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください。

①農林水産省HP「飼料の安全関係」
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/>



②農林水産省HP「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン」
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/gmp.html>



③FAMIC HP「飼料中の有害物質の基準値」
http://www.famic.go.jp/ffis/feed/r_safety/r_feeds_safety22.html



④農林水産省HP「農薬登録情報提供システム」
<https://pesticide.maff.go.jp/>



⑤農林水産省HP「濃厚飼料をめぐる情勢」
https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l_siryo/index.html



⑥農研機構HP「子実用トウモロコシ生産・利活用の手引き（都府県向け）第1版」
https://www.naro.afrc.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/tech-pamph/130345.html



⑦農林水産省通知「飼料用とうもろこし子実のかび毒汚染防止・低減に向けた技術指導について」
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/>



子実用とうもろこしを生産する 耕種農家・畜産農家の 皆さまへ

安全な飼料から安全な畜産物へ

- ・安全な飼料は、安全な畜産物の源です。
- ・かび毒汚染を防ぐために、栽培・調製の段階で、適切な対応を行いましょう。
- ・農薬の使用が必要な場合は、ラベルを確認して、正しく使用しまししょう。

問い合わせ先

本パンフレットについてご不明な点がございましたら、各都道府県、各地方農政局の飼料担当窓口又は下記までお問い合わせください。

◆農林水産省 電話<代表>03-3502-8111

相談内容	担当部署	内線
飼料の安全確保に関すること	消費・安全局畜産安全管理課 飼料安全・薬事室	4537
農薬登録情報に関すること	消費・安全局農産安全管理課	4503
子実用とうもろこしの生産に関すること	畜産局飼料課	4916



農林水産省

関連情報

本パンフレットに関連する情報については、下記ホームページに掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください。

①農林水産省HP「飼料の安全関係」
<https://www.maff.go.jp/j/syoutan/tiku/sui/siryo/>



②農林水産省HP「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン」
<https://www.maff.go.jp/j/syoutan/tiku/sui/gmp.html>



③FAMIC HP「飼料中の有害物質の基準値」
http://www.famic.go.jp/ffis/feed/r_safety/r_feeds_safety22.html



④農林水産省HP「農薬登録情報提供システム」
<https://pesticide.maff.go.jp/>



⑤農林水産省HP「濃厚飼料をめぐる情勢」
https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l_siryo/index.html



⑥農研機構HP「子実用トウモロコシ生産・利活用の手引き（都府県向け）第1版」
https://www.naro.affrc.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/tech-pamph/130345.html



⑦農林水産省通知「飼料用とうもろこし子実のかび毒汚染防止・低減に向けた技術指導について」
<https://www.maff.go.jp/j/syoutan/tikusui/siryo/>



子実用とうもろこしを生産する 耕種農家・畜産農家の 皆さまへ

安全な飼料から安全な畜産物へ

- ・安全な飼料は、安全な畜産物の源です。
- ・かび毒汚染を防ぐために、栽培・調製の段階で、適切な対応を行いましょう。
- ・農薬の使用が必要な場合は、ラベルを確認して、正しく使用しまししょう。

問い合わせ先

本パンフレットについてご不明な点がございましたら、各都道府県、各地方農政局の飼料担当窓口又は下記までお問い合わせください。

◆農林水産省 電話<代表> 03-3502-8111

相談内容	担当部署	内線
飼料の安全確保に関すること	消費・安全局畜産安全管理課 飼料安全・薬事室	4537
農薬登録情報に関すること	消費・安全局農産安全管理課	4503
子実用とうもろこしの生産に関すること	畜産局飼料課	4916



農林水産省